

償還免除の方へ

宛名台紙表面 フローチャート 2-1、2-2の方へ

あなたが借りた特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金初回）は、令和5（2023）年から償還（返済）がはじまります。

ただし、国が決めた要件にあてはまる場合は、「償還免除」となり、お金を返済いただく必要がなくなります。この書類をよく読んで、必要な手続きをおこなってください。

1 償還免除の手続きについて

償還免除は、国の決まりにより、借りた資金の種類ごとに別々の年に手続きが必要です。

令和4（2022）年に償還免除の手続きができるのは、「緊急小口資金」と「総合支援資金」の「初回」（1～3か月目の借入）分です。総合支援資金の延長は令和5（2023）年、再貸付は令和6（2024）年に手続きをしていただきますので、当該年に郵送で案内をお送りします。

2 令和4（2022）年に償還免除になる要件について

国の決まりにより、令和3（2021）年度または、令和4（2022）年度に、「あなた（借りた人）」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも「住民税均等割・所得割どちらもが非課税」であれば、償還免除の対象となります。

償還免除の対象になるかどうか、わからない人はまずは宛名台紙表面をお読みください。

3 償還免除の申請方法 — 償還免除の要件があてはまる方の手続き方法 —

■ 申請期間 令和4（2022）年6月～8月31日【当日消印有効】

■ 申請先 滋賀県社会福祉協議会 特例貸付事務センター

■ 必要書類 必ず次の3種類の書類を提出してください。
書類不備や申請書の記入漏れがある場合は再提出が必要です。
償還免除申請書の書き方は、「記入例」または右側のQRコードから動画をご覧ください。

必要書類に関する
動画はコチラから！



【重要】 提出する書類

1	同封の「緊急小口等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書」	
2	世帯全員の住民票 ※「世帯全員の住民票と相違ないことを証明します」と記載のあるもの（世帯主の記載がある発行3か月以内のもの／発行手数料は申請者負担です）	
3	非課税証明（あなたと世帯主分／あなたが世帯主の場合はあなたの分のみ）	

※ご提出いただく書類を黄色の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに郵送してください。

※所得を申告されていない非課税証明書については無効となります。

住民税非課税について 確認したい方へ

宛名台紙表面 フローチャート 3、4 の方へ

住民税について確認する方法

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。

※収入が年金だけの場合、役所で「非課税」か「課税」か確認をしてください。

令和2(2020)年1～12月、または令和3(2021)年1～12月に収入があった

はい ↓

働いている会社やお店が、市町に給与の報告をしている

いいえ ↓

わからない ↓

はい ↓

自分で確定申告または
住民税の申告をした

収入は給与だけ

いいえ ←

いいえ ↓

はい ↓

はい ↓

役所で「非課税」か「課税」か確認してください

役所で住民税の申告をしてから、「非課税」か「課税」を確認してください
住民税の申告については、次のページを見てください

非課税だった

「あなた」、またはあなたが世帯主ではない場合は、所得を申告したうえで「あなた」と「世帯主」の非課税証明を取得してください。

非課税証明は、令和3(2021)年1月に住民票があった市町の役所で取得することができます。

わからないときは、市町役所の税務課にお尋ねください。

※社会福祉協議会では、あなたや世帯主が非課税かどうかや課税証明のために必要な書類の詳細は分かりません。

課税だった

償還(返済)が必要です。別紙青色の「償還の方へ」の手続きへ